

会議名称	令和3年度第4回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	令和3年11月1日(月) 14時15分から15時40分まで	
場所	杉並区役所 第3・4委員会室(中棟5階)	
出席者	委員	佐藤会長、井口委員、石川委員、氏橋委員、宇田川委員、内山委員、 小林委員、中島委員、村本委員、山崎委員、奥山委員、新城委員、富田委員、 松本委員、矢口委員、渡辺委員、浅見委員、細川委員、水町委員
	実施機関	高橋区民課長、滝川保健予防課長、加藤健診担当課長、 三ツ木新型コロナウイルス予防接種担当課長
	事務局	手島情報・行革担当部長、倉島情報システム担当課長、森情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 令和3年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録</li> <li>・資料2 令和3年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項</li> <li>・資料3 住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム 運用監視部会報告事項</li> <li>・資料4 特定個人情報保護評価第三者点検部会報告事項</li> </ul>
	当日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議次第</li> <li>・令和3年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 差し替え資料</li> </ul>

【会議内容】

- 1 令和3年度第3回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第27号	住民基本台帳管理に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第44号	住民基本台帳管理に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第45号	住民基本台帳管理に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第46号	個人番号カード交付・予約管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第47号	感染症対策に関する業務の外部委託について(新規)	決定
諮問第48号	感染症対策に関する業務の外部結合について(新規)	決定
諮問第49号	感染症対策システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決定
諮問第27号	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等	決定
諮問第28号	情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等	決定
諮問第40号	健康増進事業の実施に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について(新規)	決定
諮問第41号	予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について(再実施)	決定

会長	<p>本日は御多用の中、当審議会へ御出席いただきありがとうございます。ただいまより、令和3年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。初めに、連絡事項について事務局からお知らせ願います。</p>
情報・行革担当部長	<p>本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、当初、14時から審議会を開催する旨を、御連絡させていただいておりましたが、15分繰下げの開始時間となりました。昨日、衆議院選挙が入った関係で、区議会の委員会が急きょ、本日に繰延べしたこともあり、その調整の関係で15分繰下げということで始めさせていただくことになりました。御了解をいただきたいと存じます。</p> <p>次に、もう1つ皆様に事前の御報告をさせていただきます。本日の審議会では、オンラインによる会議参加を実施しております。実施した背景といたしましては、過去の審議会でもオンライン会議についてお諮りをさせていただいた際に、委員の皆様からも、オンラインの導入の御意見を頂きましたので、本日このような形になったということです。</p> <p>区においても基本構想審議会等でも既にオンラインによる会議が始まっており、コロナ感染予防、あるいは場所や移動時間に関わらず、多くの委員の皆様に参加をしていただけることを踏まえまして、こういう機会とさせていただきます。是非御了解いただきたいと思っておりますし、今後、皆様の御都合によりましては、オンライン会議御活用を、是非お願いしたいと思っております。</p> <p>早速ですが、本日、水町委員と内山委員は、オンラインで参加していただいております。</p> <p>また、加藤委員と佐久間委員のお二人から欠席の御連絡をいただいております。</p> <p>続きまして、審議会の進行のルールを、情報政策課長より御説明させていただきます。</p>
情報政策課長	<p>審議会の進行のルールを確認させていただきます。まず、発言者を明確にするために、発言なさる委員の方は挙手のうえ、会長の指名を受けてから発言していただくようお願いいたします。また、「委員の〇〇です。」と名乗ったうえで発言をお願いいたします。オンラインで参加の方は発言の際は、挙手ボタンを押していただくとともに、発言時以外はマイクをミュート状態にさせていただくようお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますとおり、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてみたいと思っておりますのでよろしく願います。</p> <p>それでは、資料1の令和3年度第3回の会議録についてですが、まず事務局から修正や補足説明はありますか。</p>
情報政策課長	<p>特段ございません。</p>
会長	<p>それでは、委員の皆様から会議録について訂正箇所、御意見などございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、令和3年度第3回の会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>それでは、次第3に移らせていただきます。報告・諮問事項の審議に入ります。まず、資料2の報告・諮問事項について、事務局から連絡事項をお願いいたします。</p>

	いします。
情報政策課長	資料2につきまして、差し替えのページがございます。A4、1枚、片面刷りのものを席上に配布させていただきました。オンライン参加の皆様は画面を御覧ください。「報告・諮問事項説明書」の7ページと差し替えていただきたいと存じます。差し替えました内容ですが、事務事業の概要の内容欄の11～13行目、下線を引いた部分を修正したものです。こちらにつきましては、審議会に諮問するに当たって、より分かりやすい表現に直したものでございます。当日の差し替えになりましたこと、申し訳ございませんでした。
会長	それでは情報・行革担当部長、諮問文を読み上げてください。
情報・行革担当部長	諮問文を読み上げて会長に渡す。
会長	情報・行革担当部長から諮問文を受けました。 本日も委員の皆様と事務局・実施機関の方にお願ひがあります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、効率的に議事が進められ、時間短縮が図られるよう、会議の進行に御協力をお願いいたします。 それでは、会議次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順に従って審議をしていきたいと思ひます。初めに、報告第27号と諮問第44号から諮問第46号、諮問第47号から諮問第49号について事務局から説明をお願いいたします。
報告第27号、諮問第44号～第46号 諮問第47号～第49号	
情報システム担当課長	報告第27号と諮問第44号から諮問第46号について説明する。
情報政策課長	諮問第47号から諮問第49号について説明する。
会長	ただいまの説明について、御質問はありますでしょうか。
委員	感染症対策システムについて3点お伺ひします。まず1点目ですが、今の御説明を受けての確認なのですが、既存のシステムは、コロナ以外の感染症発生動向も入力していたシステムということかと思ひますけれども、その認識だったらコロナ以外の感染症も、これを機にクラウドに移行するというようなことでいいのか、その辺りの状況をまず教えてください。
保健予防課担当者	今回は、第6波対策ということで、コロナの感染症の患者だけを移行してまいります。
委員	そうすると既存システム自体は存置をした状態で、コロナだったりとか、この先の進行形の情報だけクラウドに移行していく、段階的に移行していくというような理解でいいですね。
保健予防課担当者	まずは、第6波に向けて、これから発生する患者については、早急にこのシステムに移行してまいります。今までのコロナの患者についても、このシステムに移行した上で、統計業務なども利用できるようになっていきますので、こちらでも速やかに移行していく予定です。
委員	続きまして2点目です。HER-SYSからクラウドサービスへの情報の連携、これは自動なのか手動なのか確認します。
保健予防課担当者	このシステムにつきましては、HER-SYSから手動で、CSVでデータを移行します。
委員	最後に、患者等に送信する病状等確認メール配信ですが、このやり方に

	<p>ついて確認させてください。現状どういう経過観察の仕方をしているのかというところを改めてと、このメール配信はSMSを利用するのかどうか。</p>
保健予防課担当者	<p>現状ですが、原則2回の電話による健康観察が主となっております。今回、このシステムを使うに当たって、まずは病院から発生届というものが発出、あるいはFAXでお寄せいただきます。そこに記載されているのが、多くは携帯電話の番号ということで、まず携帯電話の番号にこちらからおかけして、保健師等が疫学調査を行います。そこで入院の方なのか、あるいは宿泊する必要がある方なのか、自宅療養を御希望されている方なのかというのを確認しまして、自宅療養者ということであれば、その電話にまずショートメールをさせていただきます。ショートメールにURLを付けておきますので、URLからシステムにアクセスし、本人のメールアドレスを1回入力していただくのと、入力ミスがないか確認するために再度入力していただいて送信していただきます。そういう状況になりましたら、区からメールアドレスの登録完了のお知らせと一緒に健康観察用のURLを貼付けて送信しますので、自宅療養者は届いたメールのURLからシステム上の健康観察画面にアクセスできますので、直接健康状態を入力してもらうことになります。</p>
委員	<p>SMSを利用した健康観察というのは、多分、他自治体でしているところはあと思うのですが、体調が悪くなくて見れないとか、見る習慣がなくで見落とすみたいなことがあって、これが懸念をされる場所なのですが、そういった意味でSMSに反応がない、ショートメールに反応がないときには、架電とかでフォローしていくというような形の対応になるというように理解でよろしいか、これだけ伺っておきます。</p>
保健予防課担当者	<p>経過観察は電話ですることが主目的でありますので、それは日に2回必ず行っていくという原則がありますが、電話に出るのがおっくうだという方もたくさんいらっしゃいますし、外国人の方でなかなか聞き取れないという方も中にはいらっしゃいます。そういった意味でメールによる健康観察も併せて行っていくことで、患者対応をしていきたいと思えます。</p>
委員	<p>諮問第44号から第46号、ページでいうと1ページをお願いします。まず今回、外部結合するというふうに聞いているのですが、どういう仕組みになっているのかがよく分かりません。説明書きによると、LGWAN-ASPによる民間事業者のシステムを導入するという、それから外部委託を行う、そしてLGWAN回線で民間事業者と外部結合を行うということなのですが、これは具体的にはどういうことをするのでしょうか。もしかして杉並区のシステムの中に、この委託した事業者がASPを使って中に入っていく。入ってそういうデータを見て、例えばメールアドレス等を見て、そして情報を引き出していくと、そういうことなのでしょうか。素人で分からないので御説明をお願いします。</p>
区民課長	<p>住基システムに民間事業者が入って見るということではありません。あくまでも今回、新たに構築する個人番号カード交付・予約管理システムのデータを、民間事業者がクラウドで保管をし、またその民間事業者が提供するASPサービス、これは先ほどお話のあったLGWANを使ってのサービスですが、そちらのほうを利用して、予約ですとか問合せに対する回答などを区として行うということで、今回登録する20項目を記録するシステムのデー</p>

	データベースに民間事業者は保存する、そういうようなシステムになっているということです。
委員	そうしますと、今回 20 項目だけのデータベースを作ると。そこにメールアドレスを登録すると聞いていますが、このメールアドレスの保存なんですけれども、まずこの業務だけにしか使わないのですよねという確認が 1 つ。そうすると、もうこれが使わなくなったら、もうそのメールアドレスは廃棄するとか、そういうような仕組みになっているのかどうか、そこをお願いします。
区民課長	メールアドレスについては、おっしゃるようにこの交付予約、そのために利用するというものになります。ほかの目的で利用するということは考えていません。このメールアドレスですけれども、例えばいつ取りにいらっしゃるとか、あとはなかなか取りにいらっしゃらない方ということもありますので、基本的に必要な期間については、メールアドレスについてもデータを保管させていただきたいと考えています。
委員	そうすると、その 1 件がいつ到着するか分からないから、そのときまでメールアドレスだけではなくて、こういった 20 項目の情報を、このシステムとせずと取っておくということになりますか。それともどこかで期限を切ることはできるのですか。このシステム自体の保存期限はどうでしょう。
区民課長	システム上の保存期限ですけれども、現在、明確にこの期限が適当だということは、そういうような期限というのは設定しておりませんが、マイナンバーカードの申請書の保存期限というのが、15 年という形になっていますが、これから確認させていただきたいと考えております。
委員	<p>諮問第 44 号から第 46 号についてなのですが、今の関連で、正直、マイナンバーカードの交付のための予約管理システムであるならば、マイナンバーカードが区民の手に渡った後、何か不具合とかがあったとかを考えると半年とか 1 年とか、それぐらいでもう削除してしまっても良いデータなのではないのかなと。15 年間も持つ必要性はないのかなと、率直に感じました。</p> <p>外部委託についてなのですが、事業者の規模、人員体制、あと業務の場所というのですかね、民間の事業所、事務所とかになるのか、それとも庁舎内になるのか、その辺はいかがでしょう。</p>
区民課長	業者の体制ですが、これは LGWAN-ASP サービスを活用する業者については、今後適切な業者を契約担当と連携しながら決めていくわけですが、その事業者については個人情報保護の体制が整っている、例えばクラウドでも、クラウドの基準等についてもしっかりとセキュリティの基準が取られているようなクラウドを使う事業者であるとか、そういうようなものは、当然のことながら定めていく中で確認していきます。また、実際に安定した運用ができるのかなどについても他の実績等についても確認しながら安心してデータの管理を任せられるような事業者、また ASP サービスを提供してくれるような事業者と契約をしていきたいと考えています。
委員	では、民間事業者がデータの管理を行うとあるのですが、いわゆるこの登録されているデータベースの中の個人情報について、事業者の方々が、何か具体的に操作したり閲覧するといった業務は発生するのかなのか。
区民課長	そういった状況は発生しません。

委員	<p>しないということで確認いたしました。あと1ページの下のほう、電算入力 の規模ということで、個人番号カードの登録数、これ、現時点の登録数の 規模が書かれているわけですがけれども、正直、予約システムであるならば、 既存にもう発行した数ではなく、これから予約されるであろう方の人数等 が、ここに書かれているべきではないのかなと感じております。実際にここ の窓口が混雑をして、待ってしまっているとかという状況が発生してしまっ ているということなのですが、大体多い日で1日に何件の新規登録・交付が あったりするのかな、そういったことはいかがでしょうか。</p>
区民課担当者	<p>まず、一番混んでいたときには区役所の本庁と、あと区民事務所でも交付 しているのですが、全部合わせて1日に1,000件を超えるときがございました。 一応区役所のほうも臨時開庁等で対応をしていたのですが、90分待ち になってしまったこともあったので、その辺も考えて予約制を取りたいと。 今回のシステムなのですが、交付の管理システムということも兼ねておりま して、いつどこで交付をしたかを、保存しているような形のシステムになっ ております</p>
委員	<p>諮問第47号から第49号です。先ほど、他の委員の方が確認されていま したが、このデータの連携は手動でCSVで行うというお話でしたが、そもそ もですね、今、現状のHER-SYSからわざわざ紙に打ち出して、それを 手入力していたというのを聞いて、私はちょっとびっくりしたのです。CSV でダウンロードできるのであれば、それを表計算ソフトにそのまま半自動 で入れ込むこともできたのではないかと思いますのですが、その辺は、この間は やってこなかったということでしょうか。</p>
保健予防課担当者	<p>まず、このHER-SYSについては、紙、FAXで届くのが約50%、 医療機関でちゃんとHER-SYSに入れてきていただける方が約50%、 システムに入れるのも重要なのですが、まずは保健師が患者本人に、直接、 疫学調査をするというのが重要になりますので、まずはそれを紙で打ち出し をして、保健師に渡すというのが、一番最初にやらなくてはいけないことと 認識しております。HER-SYSのデータをCSVで落として、我々のシ ステムに移すということも可能だとは思いますが、データ量が全然違いま して、もともと使っているシステムに、この混乱期の中で、なかなかそうい った作業ができなかったのは事実です。要は、システムが膨大な量になっ ておりまして、そこからどのデータを移すべきかというところをなかなかでき なかったというのは1つあります。</p>
委員	<p>大変な状況だったのだなと推察いたします。ただ、FAXで50%とおっ しゃられているのは、それは今後も結局FAXで届くので、この新システム を導入した後も手入力の作業が発生するということですか。</p>
保健予防課担当者	<p>まず、FAXで来たものについても、我々がHER-SYSに入力をして おります。東京都はHER-SYSに入っているものを感染者数として数え ておりますので、FAXで届いたものは、まず、我々がHER-SYSに入 力する必要があります。</p>
委員	<p>そもそも、HER-SYSに入力されていないものがFAXで届いていた と、そういうことなのですね。また増えてくると、やはり大変な状況になる のは変わらないということなのですね。</p>

	<p>あと、8月に自宅療養中の方が亡くなったと、そういう事例が今回杉並区で発生しております。今回のシステムの導入で、そういった、支援打切りで亡くなってしまうということが100%解消できるような、そういうものになるのですかね。そこがすごく気になるのですが。</p>
保健予防課担当者	<p>自宅療養中に亡くなられた方で、非常に痛ましいことがあったと認識しております。それで、今回のシステムについては、相談から管理終了まで1つのシステムで、例えばこの電話に掛かってきたものがこういう内容だったとか、あるいは、今、どういう状態にあるかと、システムで一目瞭然で分かるような形になっております。今回のケースについても、電話が掛かってきたとか掛かってきていないとか、保健所内の電話がたくさん鳴ってきていたという状況がありますので、紙ですと、担当者がこの方のデータは誰が持っているというのがなかなか分からない状況もありました。そういった状況を、システムを使うことによって、誰が見ても、担当者が見ればそこが分かるような内容となりますので、システム上で、紙であったときの状態とはまた違う対応ができると確信しております。</p>
委員	<p>要するに、見落としがこのシステムを入れれば少なくなるという認識でよろしいですか。</p>
情報政策課長	<p>まず、このシステムで、委員がおっしゃったように管理しやすくなるというのは1つあります。それから、効率化が大きいかと思えます。今まで、本当に多く、1日に数100人の感染者などが出てしまった場合は、その発生届などの入力作業に保健所の職員が多く手を取られてしまっていました。このシステムを導入することで、データ入力が一括でできるようになり、そうしますと、区民への手厚い対応、そういったところに人員を回すことも可能になると思えます。また、今回、直接、御本人からダイレクトに状況などもシステムに入れていただけます。これまでの電話の確認に加えて、プラスアルファの病状確認などもできるようになりますので、この間の第5波に比べると、効率性向上もそうですが、対区民の対応も手厚くできる、そのように考えております。</p>
委員	<p>諮問第47号から第49号に当てはまると思うのですが、私の場合は子供が障害者で、障害者がもしコロナに感染すると、一応、携帯はありますが親が連絡することになると思うので、そういう場合は親の携帯電話の番号が登録されるのでしょうか。</p>
保健予防課担当者	<p>まず、発生届には、お子様ですとか障害をお持ちの方は、保護者という欄がありますので、そこに名前と電話番号がありますと、最初の疫学調査の検査のお電話をするときには保護者の方にお電話をさせていただきますので、その中で、どちらの電話番号にお掛けしたらいいのか、あるいは、メール観察をどちらにしたらいいのかをお聞きした上で登録させていただきます。</p>
委員	<p>それで、その場合の親の携帯電話の番号というのは、しばらく残るわけですか。</p>
保健予防課担当者	<p>しばらく残ると思います。</p>
委員	<p>先ほどあった、15年ということですか。</p>
保健予防課担当者	<p>感染症の発生届に関しましては、5年保存となります。</p>
委員	<p>5年保存。それと、ちょっと違うのかもしれないのですが、障害者の場合</p>

	<p>は、携帯電話を持っている方がどれぐらいいるかもちょっと分からないですし、視覚、聴覚の方もいらっしゃるので、架電がかりうじてできるという方が感染した場合の連絡とか、感染症になった場合は登録されるのですよね、それはどういう形で登録されていくのでしょうか。</p>
保健予防課担当者	<p>登録の内容については、最初、病院からの内容で登録させていただきますが、その後、お電話等をさせていただく中で、どういう御希望なのか、あるいは電話のみで、例えば御家族に電話のみの健康観察がよいのか、あるいは訪問されたほうがよいのか、いろいろなパターンがあると思いますので、そういったところを手厚くケアさせていただければと思います。</p>
委員	<p>もう1点いいですか。連絡方法が難しい方もいらっしゃるのですが、その辺の、かりうじて今のところ感染者は出ていないのですが、そういうところのノウハウをもう少し細かく知らせていただけると助かるかと思えます。</p>
保健予防課担当者	<p>いろいろなケースがあると思いますので、基本は自宅療養ではなく、入院あるいは宿泊療養が基本となっております。当然、なかなか御本人と連絡を取るのが難しい方は、優先して入院、あるいは宿泊療養になろうかと思えますので、そこを御理解いただきたいと思えます。</p>
会長	<p>今の委員の最後のやり取りに関しては、御意見として賜っておくようにします。ほかに御質問はありますか。オンラインの委員は、御質問はありますか。</p> <p>そうしましたら、ちょっと私のほうで、先ほどの委員とのやり取りの諮問第44号から第46号に関して、追加の質問をしたいのですが、こちらの新システムは民間事業者のシステムを導入することになっていますが、これは、複数候補、いわゆる調達を掛けるということなのでしょう。既存のものを使うということではなくて、これからなのでしょう。先ほどの回答で、適切な民間事業者を選定するという御発言があったので、これから調達を掛けるものなのか、それとも、もうLGWAN-ASPにこういうサービスがあって、それを利用するしかないのかというところの違いを確認させてください。</p>
区民課長	<p>この新たに導入するシステムですが、事業者が開発している既存のシステムを導入していくこととなります。事業者が既にLGWAN-ASP上等で提供しているサービス、そのサービスを使うシステム、そういう事業者と契約をしていくこととなります。</p>
会長	<p>そういうような事業者と言っているのは、もう特定の事業者が決まっているということでしょうか。</p>
区民課長	<p>特定の事業者が今の時点で決定しているということではありません。そういうようなサービスを提供する事業者が何事業者かおりますので、その事業者の中から、例えばクラウドセンターの安全性のセキュリティの問題ですか、あとは実際に安定して運用できているかどうか、そういう実績等も含めて検討していきたいと思っております。</p>
会長	<p>それでは、先ほど質問にありました、メールアドレスが長期に残ってしまうのかという点に関しては、例えば、1か月後に削除するという条件にして選定するという事は可能ではあるということですか。</p>
区民課長	<p>先ほど申し上げたように、既存でできているシステムを利用することにな</p>

	<p>るので、そのパッケージがあればいいのですが、その辺はちょっと確認してみないと何とも言えないです。新たに作るものではないので、その辺はちょっと難しいかと考えております。</p>
会長	<p>パッケージがあれば、それを条件にできるということですね。ない場合には調達が流れてしまうから困ったなということですね。</p> <p>そうしましたら、御質問がなければ、御意見を伺いたいと思います。御意見がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>私のほうからの意見ですが、やはりメールアドレスは予約システムである以上、予約が終わったら削除されるべきものなので、これが長期間、最長15年残るというのは、私は適当ではないと思いますので、恐らくですが、これはパッケージ業者がそのことは分かっていると思うので、逆に、削除するパッケージと削除しないパッケージがあるのであれば、杉並区としては削除を確実にするものを選定すべきではないかと思います。</p> <p>ほかに御意見はありますか。特になければ、報告第27号は了承、諮問第44号から諮問第49号は決定といたします。</p>
<p>諮問第27号・第28号</p>	
会長	<p>次に、令和3年度第2回の審議会で諮問を受けました、諮問第27号「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等」、諮問第28号「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等」について、部会の報告を受けたいと思います。この案件は、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第7条の2により設置した部会において審議を行うこととし、7月13日から7月20日の書面審議及び8月17日のリモート会議にて開催された部会で審議が終了しております。</p> <p>まず、運用監視部会の部会長である私のほうから点検結果の報告をし、その後、御質問、御意見をお受けしたいと思います。</p>
部会長	<p>では、部会での審議について説明いたします。</p> <p>資料番号は資料3となります。資料3の1ページ、「点検結果－1」、「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等の点検結果について」です。部会では、「点検内容」に記載されている3点のセキュリティ対策について審議いたしました。</p> <p>1つ目は、「チェックリストに基づく事故点検の評価判定について」です。部会で使用した資料は、今、御覧いただいている資料3の後ろにある28ページと29ページの「部会資料2－2」を御覧ください。「チェックリスト」とは、総務省から年に一度提示される調査表で、求められたセキュリティ対策の基準を満たすように、各自治体が住基ネットの運用を行うことで、セキュリティレベルを維持、向上させることを目的とするものです。</p> <p>「点検結果」を御覧ください。「チェックリスト」については、各自己点検項目について、回答内容及び回答根拠となる規程類や資料等が妥当であることを確認しました。</p> <p>2つ目は、「住基ネット職員アンケートの形式及び設問内容について」です。部会で使用した資料は、30ページの「部会資料2－3」を御覧ください。杉並区では独自の取組として、住基ネット業務に従事する職員に対して職員アンケートを実施しています。これは、セキュリティ対策が適正に実施</p>

されているかを確認するとともに、職員への教育方法等の問題点を把握するためのものです。アンケートの設問については、前述の「チェックリスト」を基に作成されていました。また、当該アンケート結果について各部署に振り返りを行うことで、職員の業務意識の向上に努めるとの説明も受けました。したがって、アンケートとして妥当であることを確認しました。

3つ目は、「住基ネット緊急時対応訓練実施内容について」です。部会で使用した資料は31ページと32ページの「部会資料2-4」を御覧ください。緊急時対応訓練は、事件・事故が発生した場合に、迅速かつ的確な対応ができるよう、毎年度実施しています。区側から、緊急時対策会議構成員の訓練と、住基ネット端末を利用する職員への訓練に分けて実施することと、それから緊急時対応手順と、それに係る連絡体制の確認を中心に実施予定であるとの説明がありました。また、区側から、講義形式での訓練に加え、住基ネット端末を利用する職員を対象に、緊急時連絡体制に基づく連絡訓練を実施する旨の説明があり、訓練として妥当であることを確認しました。

資料の1ページにお戻りください。以上の3点について、点検結果に記載したとおりであることから、「総評」として、区が実施する住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策について妥当であることを確認しました。「住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等の点検結果について」は以上です。

続いて2ページ、「点検結果2」、「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等の点検結果について」です。こちらも点検内容に記載されている3点のセキュリティ対策について審議しました。

1つ目、「情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく自己点検の回答内容等について」です。部会で使用した資料は6ページから26ページまでの「部会資料1-3」、「部会資料1-4」を御覧ください。自己点検項目が情報提供ネットワークシステムへの連携方法に応じて設定され、統一的な自己点検が行える根拠等の記載も見られました。自己点検結果については適正に実施されていることを確認しました。

2つ目は、「情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する職員アンケートの形式及び設問内容について」です。部会で使用した資料は、33ページから35ページまでの「部会資料2-5」を御覧ください。アンケートの調査形式や内容、対象職員について、区側から説明を受けました。各課の情報連携端末設置状況等に応じて設問を設定するとともに、回答方法について整理し、より具体的な状況を把握するよう改善を図っていることを確認しました。本アンケートは業務実態や職員の理解度の把握等に有効なものと考えます。

3つ目は、「情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練実施内容及び実施結果について」です。部会で使用した資料は36ページから最後までの「部会資料2-6」になります。37ページの横向きの図を御覧ください。区における緊急時の情報連絡体制は図に記載のとおりです。図の左上に書いてある「CISO」というのが最高情報セキュリティ責任者で、副区長が担当しています。その下に「CSIRT責任者」と書いてありますが、これは「Computer Security Incident Response Team」の略で、「CSIRT」と

	<p>書いて「シーサート」と呼ばれています。</p> <p>1 ページ戻って、36 ページの「5 訓練結果」に記載のとおり、令和 3 年 6 月 29 日に実施した対応訓練において、区の最高情報セキュリティ責任者である副区長への報告訓練や、電話及びメールによる情報連携事務実施課との連絡訓練の実施結果について、区側から報告を受けました。また、今年度から、当該訓練の実施を番号利用事務担当職員に周知したことで、情報セキュリティに対する意識の向上が図られるとともに、遅滞なく情報共有等が成され、適正に実施されたことを確認しました。</p> <p>資料の 2 ページにお戻りください。以上の 3 点について、点検結果に記載したとおりであることから、「総評」として、区が実施する情報提供ネットワークシステムのセキュリティ対策について、妥当であることを確認しました。「情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等の点検結果について」は以上となります。</p>
会長	<p>では、ただいまの説明について、御質問はありますでしょうか。オンラインの方もよろしいでしょうか。御質問がないようですので、御意見はありますでしょうか。</p> <p>では、御質問、御意見がなければ、諮問第 27 号、諮問第 28 号は決定いたします。</p>
諮問第 40 号・第 41 号	
会長	<p>次に、令和 3 年度第 3 回の審議会で諮問を受けました、諮問第 40 号「健康増進事業の実施に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について」、諮問第 41 号「予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について」につきまして、部会の報告を受けたいと思います。この案件は、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第 7 条の 2 により設置した部会において審議を行うこととし、9 月 28 日のリモート会議にて開催された部会で審議が終了しています。</p> <p>まず、事務局から配布資料の説明、次に部会長の委員から点検結果の報告をお願いします。その後、御質問をお受けしたいと思います。</p> <p>まず、事務局から部会資料の説明をお願いします。</p>
情報政策課長	<p>事務局より配布資料の説明をいたします。資料 4 を御覧ください。まず、「資料 4-1」として、「健康増進事業の実施に関する事務 特定個人情報保護評価書(案)」は、区民意見聴取及び第三者点検部会の点検結果を反映させた評価書(案)です。</p> <p>「資料 4-2」は、「予防接種に関する事務 特定個人情報保護評価書(案)」です。こちらも同じく、区民意見聴取及び第三者評価点検の点検結果を反映させた評価書(案)となっております。</p> <p>「資料 4-3」は、「特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査結果について」です。こちらは、9 月 28 日に開催された第三者点検部会の審査結果をまとめた資料となっております。</p> <p>「資料 4-4 の①、②、③」は、第三者点検部会で使用した資料となっております。配布資料の説明は以上です。</p>
会長	次に、部会長から部会での審議について説明をお願いします。
部会長	部会では、今、資料の紹介があったように、「健康増進事業の実施に関す

	<p>る事務 特定個人情報保護評価書」と、「予防接種に関する事務 特定個人情報保護評価書」の審査を行いました。</p> <p>前者の「健康増進事業の実施に関する事務 特定個人情報保護評価書」については、活発な議論がなされました。具体的には、例えば杉並区が他の自治体に健康増進関係の情報を提供すると、反対に杉並区が他自治体からそういった情報を受領する。その際に、健診結果などのセンシティブな情報が含まれるということで、そういったセンシティブ情報を保有したり、やり取りしたりすることの是非、要は、そういったセンシティブ情報を公的機関が保有したりしなくても、健診の受診の勧奨はできるのではないかという意見もありました。プライバシーの観点からはデータ最少法の原則ということで、情報は必要な範囲内で少ないほうがいいという原則もあります。</p> <p>ただ、今回審議された健康増進事業については、国の法律で定めた事項であることから、情報提供義務が法律上、区のほうにかかっておりますので、杉並区側として実施できることは、杉並区における個人情報保護対策、セキュリティ対策の徹底であると考えられます。そうすると、国の法律の是非については区の審議会、部会では関与できるものではありませんので、センシティブ情報を保有する、收受するということについての個人情報保護対策、セキュリティ対策の徹底に努めてほしいというような意見が述べられました。</p> <p>次に、後者の「予防接種に関する事務 特定個人情報保護評価書」については、コロナの予防接種等について仕組み、スキーム等については質疑がありましたが、特定個人情報の保護としては特に問題は認められなかったと考えます。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、御質問はありますか。</p>
委員	<p>健康増進事業の実施に関する事務についてですけれども、ここで保存される情報というのは例えば胃がん検診を受けたとして、それがどういう結果であったかといったような、正に私のがんを持っていたとすると、その情報といったものが保存されるのかどうかということと、もう1つは、医者にはもちろん知らせるしかないのだけれども、そういう情報を私は提供したくありませんと、区とかそういう所にまでは伝えたくないと言った、拒否したとしたら、それは提供しなくて済むのかどうかを、その2つをお願いします。</p>
健診担当課長	<p>今の御質問ですけれども、例えば今回の記録項目の中で胃がん検診等については、一次検診を受けたときの医療機関や受診日、あるいは検査の結果の所見等といったような記録項目を保有しているということになります。ただ、検診の結果、精密検査が必要だといった場合に、その精密検査についての受診日、あるいは医療機関名といったような情報は保有しておりますが、御指摘のような結果として、実はがんだったというような記録は保有しないということになっております。</p> <p>それから、その情報のやり取りについては、基本的には法律に基づいて個人情報保護法等においても保健福祉等に活用できるということに一応なっておりますので、今回の法改正でも、これについては自治体間でやり取りをすることがあり得るということで考えております。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p>

委員	健康増進事業の実施に関する事務について、改めて新しくできるシステムという認識でいるのですけれども、それでよいでしょうか。それから、個人番号の利用については、どのように行われるのかをお願いします。
健診担当課長	<p>このシステム自体は、今までも例えばがん検診等については、保健所で健診等データ管理システムという区独自のシステムで管理をしていたわけです。今回、国の政策の中で健診情報等についても、全国をつなぐような役割ということで行うこととなります。これ自体は、既に先行事例として昨年からは乳幼児健診等で行われており、10月から特定健診等も対象になっております。今御審議いただいている健康増進事業については、そういう流れの中で新たに加わることとなります。</p> <p>もう1つの個人番号については、区で健診等を行ったデータを収集して、それを区の中の共通基盤システムで管理をすることとなります。実際に個人番号等については、中間サーバーという所まで実際にやり取りはされないということで、別の符号や団体内統合宛名番号というようなもので、暗号化されてやり取りをされると考えております。</p>
委員	要するに、個人番号の提供が利用される方から必要ということになるのですか。
情報政策課長	この情報連携については、先般7月29日の審議会でお諮りしてご了承いただいているところです。健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報連携ということで、こういった項目を情報連携しますということをお諮りさせていただいています。それをもって、今回、個人番号を使った個人情報の連携ですので、特定個人情報保護評価を行ったものでございます。
委員	すぐに7月のことが思い浮かばないのですけれども、要するに成人等健診とか様々な健診をするときに個人番号を提示してもらって、それを使うことになるのですよね。
健診担当課長	健診の場面においては、特に個人番号は提供してもらおうというようなことはありません。
委員	もう1つ、「資料4-2」の予防接種のほうは再実施ということで、既存のシステムだと思うのですけれども、個人番号カードがない場合はというような記載が、こちらには書かれていたと思うのですけれども、こちらの予防接種のほうも個人番号カードを提示してもらって、必要であればそれを入力するような形になるのですか。
新型コロナウイルス 予防接種担当課長	3情報だけでいける場合には、提示いただく必要はありません。
会長	他に御質問はありますか。
委員	先ほどマイナンバーそのものを使うわけではないと答弁されましたが、宛名、符号などを使えば、それは1対1で対応、突合できるので、結局個人は特定できるわけですが。今回10月20日から健康保険証の代わりにマイナンバーカードを使えることになりましたけれども、そうするとマイナンバーカードを持っていくとこういった情報が情報連携される、その流れに乗るといことなんでしょうか。それとも、保険証のほうであればマイナンバーは保険証には書いていないから、そこでは情報連携の流れには乗らないと考えていいのでしょうか。

健診担当課長	<p>今回の健康増進法について、国からは、一応御本人が御自分の過去に受けた健診情報等を知りたい場合に、例えば自分のスマートフォンとマイナポータルをつないで、自治体の健診結果などを参照することができるようになるという説明を受けております。また、それについて医師等からそういった過去の情報等に基づいて、適切な医療を受けられるところがメリットだというような説明になっております。</p>
委員	<p>よく分からないのですけれども、マイナンバーカードを持っていると自分が健診したことや、その結果が病院側で分かるということですか。マイナンバーカードにどの程度自分の情報が入っていると言ったら、前に違うと言われたのですが、自分としてはコロナの接種証明やらコロナにかかったとか、健康診断を受けたとか、どんな病気をしたというのが全部マイナンバーカードに入っているのかなという感じがするのですけれども。マイナンバーカードの使い方がまだよく分からない。私は持っていますけれども、まだ使ったことがないので、どの程度の量の情報があるのかというのがよく分からないのですけれども。</p>
情報システム担当課長	<p>このお話を整理させていただきます。マイナンバー制度は、法律に基づいて個人番号を利用します。利用にあたり、副本というデータベースに情報が置かれ、それによって、自治体間で情報の連携ができたり、マイナポータルで利用者が自分の情報を見ることができるといったものです。</p> <p>それから病院のお話がございました。利用者が希望した場合、病院からも情報を確認できるといった手続が始まっております。このことについては、以前の審議会でお諮りし、10月20日から開始しています。</p>
委員	<p>マイナポータルについてももう1回説明していただきたいのですけれども。</p>
情報政策課長	<p>マイナポータルは国の仕組みですけれども、情報連携は自治体間で行っているところです。区民ご本人がマイナンバーカードをお持ちの場合は、スマートフォンにアプリをダウンロードしていただきます。それにより、国のマイナポータルという仕組み、いわゆるプラットフォームみたいなものがありますので自分のマイナンバーカードをかざして、ご本人の情報を確認できるものとお考え下さい。</p>
委員	<p>何をダウンロードするのですか。どのアプリですか。</p>
情報政策課長	<p>国のマイナポータル専用のアプリとなります。または国のホームページからマイナポータルを検索していただきましたら、そこに行くことができますので、そこからいろいろな活用が広がっているところです。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。では、御意見はありますか。</p>
委員	<p>大変なお金を掛けて、こういった仕組みを作ってくださいているみたいですが、私からすれば大変大きなお世話で、結構ですというところです。</p>
委員	<p>まず、健康増進事業の実施に関する事務の諮問第40号については、特にマイナンバーカードの提示が必要というわけではないということでしたが、個人番号の利用拡大、またそういった利用のお墨付きを与えることにもなると思いますので、諮問第40号については反対です。予防接種に関する事務の諮問第41号については、こちらも同様の部分なのですけれども、これはマイナンバーカードを使わなくても、病院で照会してもらえれば本来はできるはずのシステムだということを、以前指摘した記憶があります。そういっ</p>

	<p>た意味で、無理やりマイナンバーカードを使わせるような部分にもなるのかなと受け止めておりますので、こちらも諮問には反対とさせていただきます。第三者点検については、部会のほうで本当にお疲れ様でした。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。議事録上反対ということになるのですけれども、先ほど情報政策課長から説明がありましたとおり、健康増進事業や予防接種に関する事業そのものに関してのことは、前回は反対とおっしゃっていたかもしれないです。私はちょっと記憶をしていないので、そのときの議事録をもう1回確認しないと分からないのですが、それが事務そのものですね。今回その事業をするに当たって、個人情報保護評価書ということで点検をしたことの内容が今回、部会から報告をされたということになるので、ここで言う反対ということになるとこれの意味するところは、保護評価書の検討自体が適正ではなかったという意味合いにはなってしまうので、そうではないという理解で受け止めたいと思います。ですから、この事業そのものに関して不必要なのではないかということで反対という意味だと思っておりますので、念のためそのようなしておきたいと思います。では、諮問第40号、第41号に関しては決定といたします。</p> <p>それでは、ただいま御審議いただいた諮問事項について、ここで答申をいたします。これから事務局が答申案文をお配りいたしますので、内容の確認をお願いいたします。</p>
(答申案文の配布)	
会長	この内容でよろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	では、答申文を情報・行革担当部長にお渡しします。
(答申文の受領)	
会長	本日の議題は以上となります。事務局から何かありますか。
情報政策課長	<p>2点ございます。まず、確定版の会議録の配布についてですが、本日確定いたしました令和3年度第3回の会議録を事務局からお配りいたしますので、お受け取りください。オンライン参加の方については、後日事務局から送付させていただきます。</p> <p>次に、次回の審議会についてです。次回は令和3年12月21日の火曜日14時からを予定しています。終了時間ですが案件数にもよりますが、17時を想定しております。今までは16時でしたが、なかなか2時間では収まり切らないことが多かったものですから、案件数によりますが14時から17時を想定しております。場所は、中棟5階第3・4委員会室の予定です。</p>
会長	<p>オンライン参加についてですが、今回初めてオンラインを活用しての会議を実施いたしました。運営の仕方については、事前に皆さんにもお配りしたマニュアルを参考に実施をいたしました。これについて何か御意見はありますか。オンラインの方は、何かお気づきの点はありますか。</p> <p>特になければ、次回以降も引き続きオンラインを活用することといたします。</p> <p>以上で令和3年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日は御協力いただきありがとうございました。</p>